

## 議案第12号

### 解約金の額の決定について（佐織デイサービスセンター）

佐織デイサービスセンターで使用している物品のリース契約を解除するにあたり、別紙のとおり解約金の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、契約解除に伴う解約金の額を決定する必要があるからである。

## 解約金の額の決定について

佐織デイサービスセンターの事業を廃止するにあたり、デイサービスセンターで使用している物品のリース契約を解除し、これに係る解約金の額を下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 事件の概要

令和2年4月1日より佐織デイサービスセンターのデイサービス事業を廃止するにあたり、入浴機器等のリース契約を解除する必要があり、当該契約の解除は、愛西市の都合によるものと認められるため、契約解除に伴う解約金を支払うものである。

#### 2 相手方

岐阜県岐阜市神田町7丁目12番地  
十六リース株式会社  
代表取締役 内田 篤

#### 3 契約の解除日

令和2年3月31日

#### 4 解約金の額

金9,836,760円